会議録

会議の名称	令和８年度第２回つくば市障害者計画策定懇談会	
開催日時	令和８年 10 月２日（金）午前 10 時 00 分開会・午前 11 時 30 分閉会	
開催場所	つくば市役所２階　会議室 201	
事務局（担当課）	福祉部障害福祉課	
出席者　委員	森地　徹　　磯田　恭子　　浅井　知枝　　根本　典子 細島　映利奈　　細田　忠博　　篠﨑　純一　　後藤　真紀 奈良部　和子　　菊地　奈美子　　菅野　慎也　　津梅　光子	
出席者　事務局	福祉部　　部長　根本　祥代 障害福祉課　課長　岡田　治美　　課長補佐　中村　央子 統括医療技士　倉持　博子　　係長　海老原　恵梨子 係長　松島　恵理　　係長　松本　和香 主任　近藤　秀将　　主任　角野　実沙子 障害者地域支援室　室長　飯田　強	
公開・非公開の別	■公開　□非公開　□一部公開	傍聴者数　２ 人
非公開の場合はその理由		
議題	第２期つくば市障害者プランの素案について	
会議録署名人		確定年月日
会議次第	１　開会 ２　挨拶 ３　議題 ４　その他 ５　閉会	

議　事　の　経　過

○事務局
定刻となりましたので、令和８年度第２回つくば市障害者計画策定懇談会を始めたいと思います。末森委員、飯島委員、武田委員からは、事前に御欠席の御連絡をいただいております。まず始めに、森地座長より御挨拶をお願いします。

○座長
皆様おはようございます。
本日、第２期つくば市障害者プランの素案が出てきました。
机上に配布されておりまして、事前にも配布されておりましたので、既にお目通しいただいたかと思いますが、その上で御意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたし

ます。

〇事務局
座長ありがとうございました。
事務局より、会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市障害者計画策定懇談会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは議題にうつります。ここからは、座長に進行をお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

〇座長
それでは、議題の「第２期つくば市障害者プランの素案について」事務局より説明をお願いします。

〇事務局
本日の資料は事前に配布した「第２期つくば市障害者プラン　素案」「第２期つくば市障害者プラン　概要版」「わかりやすい第２期つくば市障害者プラン」「施策の変更点」と、本日机上配布させていただいた「資料４　主な変更点」「資料５　参考資料」「追加資料　事前質問一覧」の７点となります。また、委員からいただいた「強度行動障害がある方への支援体制整備に関する提言書」をお配りしています。不足等がございましたら、事務局までお声をおかけください。
それではまず、つくば市障害者プラン概要版についてですが、こちらは現行のプランと同様にまとめています。概要版１ページ目の左下に音声コードがありますが、これは右下の間違いです。音声コードはまだ作成途中ではありますが、全ページに埋め込む予定になっています。
続いて、わかりやすい版についても、現行のプランと同様に出来る限り簡潔に計画の方針を示すため、共通理念と基本目標を抜き出して作成しております。
続いて、素案を御覧ください。まず表紙について、現行のプランにはなかった音声コードの説明を追加いたしました。構成については前回の懇談会でお出しした骨子案と同様です。
素案の 18 ページ・19 ページと、資料４の１ページを御覧ください。こちらは、前回の懇談会でいただいた御意見をもとに、表の下の注釈と、19 ページの表の上部にある「つくば特別支援学校　進路状況」の表記を追加しました。フォントについては、前回の懇談会後、福祉団体連絡協議会等からも意見をいただいて検討を行い、「BIZ UD ゴシック」に統一しました。
素案の 25 ページと、資料４の２ページを御覧ください。こちらは、下にある表が読みづらいという意見をいただいたため、棒グラフに変換しました。また、文字の大きさや間隔を微調整しています。続いて、素案の 26 ページを御覧ください。ここからは、事業名とその概要を記載しています。担当課や事業内容等の変更により、現行プランと記載が変わっているものについては、お配りしている資料「施策の変更点」にまとめておりますので、御参照ください。大きく変更があった事業や、新規事業について一部説明させていただきます。31 ペ

ージを御覧ください。「29 医療的ケアが必要な人への災害対応の支援」については、令和９年４月に開設予定のこども発達支援センターはるいろの中の事業になる予定のため、担当課を変更しています。その下の「30 地域防災力の強化」について、「施策の変更点」の３ページを御覧ください。このように、現行プランから大きく記載が変わっておりますが、これは現行プランに記載されている防災訓練プログラムが、福祉政策課が委託している業務の一部であることから、社会福祉協議会の独自事業を切り離し、内容を分かりやすく記載しなおしたためです。続いて、素案の 35 ページを御覧ください。１歳６か月児、３歳児の健診に加え、令和８年度から５歳児健康診査が始まったため、新たに記載しています。続いて、39 ページを御覧ください。「67 きょうだい児支援」は今回新たに記載した事業です。障害等のある児童の家族の心身負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を構築します。続いて、44 ページを御覧ください。また、「施策の変更点」の８ページを御覧ください。「94 短期入所事業への参入の促進」について、令和７年度から医療的ケア児等を預かる市内短期入所事業所への補助事業を開始したため、記載内容を変更しています。続いて、46 ページを御覧ください。「106 強度行動障害のある方への支援体制の整備」は今回新しく記載した事業です。現状は、ケースごとに個々に対応していましたが、事業所や介護者等への聞き取りを通してニーズ把握を行い、必要な支援の提供に努めます。また、同じページの「111 研修受講の促進」についても、今回新しく記載した事業になりますが、現時点では、強度行動障害支援者養成研修の受講状況を調査し、事業所一覧に掲載することを考えています。その他の研修についても調査・掲載を行う可能性があるため、今回の素案では研修の名称を限定していません。少し戻りまして、同じページの「107 高齢者等ごみ出し支援事業」も新しく記載した事業です。続いて、53 ページを御覧ください。「139 障害者の余暇活動支援」は、今回新しく記載した事業であり、障害者等が豊かな生活をおくることができるよう、余暇活動の機会や場を提供します。

44 ページに戻っていただいて、「追加資料　事前質問一覧」を御覧ください。「95 グループホーム事業の充実と利用促進」について御意見いただき、回答にあるように記載を変更いたしました。

続いて、素案の 56 ページと、資料４の３ページを御覧ください。総量規制を行う可能性があるため、骨子案から文言を変更しています。また、この部分を「第１節　基本的な考え方」とし、自立支援給付を第２節としてその次のページから記載しています。57 ページを御覧ください。ここからは、福祉サービス等の見込み量を記載しています。資料５の１ページを御覧ください。こちらに記載されているのは、見込み量策定の際の計算方法の一例です。基本的にはこの計算式に則って見込みを設定しておりますが、この計算式を用いた際、非現実的な増加幅になってしまったり、年々減少してしまったりする場合には、一部別の計算方法により見込みを設定しています。一例として、素案の 58 ページを御覧ください。重度訪問介護については、前計画の実績の表を見るとわかるように、利用時間が減少傾向にあります。ただし、１人当たりの利用時間が多いサービスであることから、１人当たりの利用時間の平均を算出し、その分の増加を見込んでいます。

その下の(3)を御覧ください。同行援護は、近年急激に利用者・利用時間が増えているサービスです。増加率は元の母数が小さいと大きくなる性質があるため、先ほどの計算式を適用

すると、増加率の平均が約 67%となり、令和 11 年度の見込みが実利用者数 56 人、利用時間 3,693 時間と非現実的な数字になってしまいます。59 ページを御覧ください。このように、非現実的な数字になることを防ぐため、増加率を年度ごとに小さくしていきながら、見込みを算出しました。サービスの提供・確保する方針を定めるにあたり、少なく見込みすぎるのはよくないですが、こちらの表を見ていただくとわかるように、増加率を下げて計算しても、増加幅そのものは年度ごとに大きくなっています。
続いて、62 ページを御覧ください。（９）の施設入所支援について、これまでは、年度ごとの月平均を算出して記載していましたが、国が設定している目標値が年度末時点の入所者数にかかっているため、変更しました。
続いて、64 ページを御覧ください。就労選択支援については、令和９年度から原則として本サービスを利用することになる人が増加するため、多めの見込みを設定しています。
続いて、66 ページを御覧ください。（７）就労定着支援について、現行プランでは、表の決定者数のところが実利用者数になっていましたが、本サービスは毎月実績が発生するサービスではないこともあり、現行プランの策定時点で、決定者数を基準にして実績を算出していたため、正しい表現に訂正しました。67 ページ（９）自立生活援助から 69 ページ（３）地域定着支援までと、73 ページの障害児相談支援についても同様に訂正しています。
74 ページを御覧ください。ここからは、地域生活支援事業についての実績・見込みであり、資料５の１ページ目の計算式には依らず、事業ごとに独自で見込みを設定しています。
89 ページを御覧ください。このページからは、現計画の実績の検証を行い、国の指針に基づき、令和 11 年度末までの目標を記載しております。資料５の３ページ以降が国の指針となっておりますので、御参照ください。
素案 89 ページの「目標１　施設入所者の地域生活への移行」について、地域移行者数は５人、入所施設利用者数は０人と、目標達成には至りませんでした。これは、施設入所の待機者が多数いるため、地域に移行して退所者が出たとしても、すぐに新しい人が入れ替わりで入所することが原因として考えられます。令和 11 年度末までの目標値については、国の指針で地域移行者数が６％以上、入所者の減少数が５％以上とされているため、これに従い、９人の地域移行と、８人の入所者数減少を目指し、入所施設と連携し、地域移行を希望する人の把握に努めるとともに、地域での生活に必要なサービスの提供体制確保に取り組んでいきます。
90 ページを御覧ください。「目標２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を継続して開催し、課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、情報共有・連携体制の強化を図っていきます。また、国の指針において、心のサポーターの数を令和 15 年度末までに全国で 100 万人にすることが示されています。市町村ごとの具体的な目標人数は明示されていませんが、人口比から 2,000 人以上となると考えられており、将来的な目標達成に向け、心のサポーターの養成研修を実施します。また、素案 90 ページの「Ｋ６」に関する説明を追加したものを差し替え資料として追加しております。
92 ページを御覧ください。「目標３　地域生活支援の充実」について、前計画で目標として設定していた地域生活支援拠点等の整備・コーディネーターの配置は令和６年度に達成して

おり、今後も継続していきます。今後、より効果的な支援体制を構築するため、地域生活支援拠点への参加事業所の増加に努めます。
また、強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備について、これまでは随時対応していましたが、より具体的に方針を定めるため、利用事業所や介護者等へのヒアリング等を通したニーズ把握に取り組むほか、事業者へ強度行動障害者養成研修の受講を促進し、支援の質の向上に努めていきます。
94 ページを御覧ください。「目標４　障害児支援の提供体制の整備等」について、市直営の児童発達支援センターは令和９年度４月に開設予定となっています。医療的ケア児支援の協議の場、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、こちらに機能を移し、今後も引き続き体制を維持していきます。加えて、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制と連携体制の構築・インクルージョンの推進を図り、地域の障害児支援体制の中核としての役割を担っていきます。
96 ページを御覧ください。「目標５　相談支援体制の充実・強化等」について、つくば市では、障害者地域支援室と、市内４つの一般相談支援事業所が連携し、基幹相談支援センターの機能を担っております。今後も引き続き現体制を維持し、基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を図っていきます。また、新たにのぞまないセルフプランの件数をゼロとすることが国の指針として示されており、市としては、現在セルフプランによりサービスを利用している人を対象に意向調査を行うとともに、必要量確保のため、相談支援事業への参入を働きかけていきます。
98 ページを御覧ください。「目標６　障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の整備」について、引き続き、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組みます。また、指導監査結果や請求事務における審査結果を必要に応じて事業所や関係自治体等と共有し、障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。
少し戻ってしまいますが、素案の 53 ページと「追加資料　事前質問一覧」３ページを御覧ください。「139 障害者の余暇活動支援」については、いただいた意見をもとに、回答の通り記載を変更いたします。
議題の説明については以上です。

〇座長
ありがとうございます。
議題について各委員から御意見等いただきたいと思いますが、それに先立ちまして、奈良部委員から机上配布資料をいただいておりますので、そちらの御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

〇奈良部委員
つくば市福祉団体等連絡協議会の奈良部と申します。よろしくお願いいたします。
本日お手元に「強度行動障害のある方への支援体制整備に関する提言書」というものを配布させていただきました。こちらと懇談会資料に関する質問意見書に沿って発言させていただ

きたいと思います。
まず、次期障害者プラン素案に強度行動障害のある方への支援体制の整備を新規事業として明記していただき、心より感謝申し上げます。
本日は、今支援を必要としている方々のために、これまで聞いてきたこと、見てきたことを踏まえて意見を申し上げます。自傷行為の激しい方の中には、自分の顔や体を何度も殴り、顔が腫れ上がり、身体には何か所も痣ができてしまう方もいます。眠る時間も極端に短く、同じ寝室で過ごす家族の耳には夜中じゅう、顔や体を殴る鈍い音が響き、止めようとするとかえって自傷が激しくなるようなこともあります。食事をとらなくなり、水分さえ拒むようになり、何がいけなかったのだろう、この状態はいつまで続くのだろう、と答えも見通しもないまま、衰弱していく本人を前に、どうしたらいいか分からない、そんな悩みを抱える家庭があります。光にも過敏になり、家の明かりもほとんどつけられず、薄暗い部屋で家族もスタッフも疲れ果て、今後のことを前向きに話し合う余裕さえ失ってしまう…。本人もつらいはずですが、発語がなく、言葉で確かめることができないため、何が苦しいのか、どうしてほしいのかも分からず、助けたいのにどうしてやることもできない無力感に、家族も支援者も次第に追いつめられていく、そういった現実があります。そんな時に必要だったのは、強度行動障害の支援に関する専門知識と実践経験を持つ方が、家庭や事業所での様子を継続して見て、本人の行動の背景と支援方法を一緒に考えてくれる仕組みでした。そしてその助言を事業所間で共有し、共通の方針で本人を支え続ける共同支援体制でした。本人の状態がさらに深刻になり、家庭での生活が立ち行かなくなったり、支援者が疲れはてて離職したりする前に、支援に繋がることが必要です。就学前から学童期、成人期、そして成人後の生活の変化も含め、切れ目なく支える支援体制をお願いいたします。他の事例についてもぜひ提言書を御覧ください。提言書の 10 項目でお願いしていることは大きく３つあります。１つ目は、支援を必要とする方を把握し、相談から実際の支援開始まで責任を持って繋ぐことです。２つ目は、専門的な助言を関係事業所間で共有し、支援方法と役割分担を確認しながら、共同で本人を支える体制を構築することです。３つ目は、入院などによって生活の場が変わっても支援を途切れさせないことです。強度行動障害支援者養成研修で学んだことを現場で生かすためにも、継続的な事例検討と専門的な助言の機会が必要です。１つの事業所に負担が集中せず、複数の事業所が協力することで実際の受け入れと支援の継続に繋がる仕組みを整えていただきたいと思います。本日は相談支援の現場を御存じの委員の方もいらっしゃいます。相談から実際の支援に繋がるまでの課題や、入院を挟む場合の継続支援等について、ぜひ御意見を伺いたいと思います。また、手をつなぐ育成会の後藤さんにも、就学前から成人後までの支援を繋ぐことや、福祉と教育の連携について御意見を伺えればと思います。本人と家族、支援者が見通しのないまま耐え続けることのないよう、素案に示された方針をいつ、どのように支援を届けるのかが分かる具体的な取り組みへと繋げていただきたいと思います。一日も早く必要な支援が届くことを切に願っております。どうぞよろしくお願いいたします。
以上です。御清聴ありがとうございました。

○座長

ありがとうございました。
今奈良部委員の方から提言書いただきましたけれども、こちらに関して何か確認や御質問があれば委員の皆様挙手にてお願いします。いかがでしょうか。
後藤委員から何か付け加えることありますか。

〇後藤委員
つくば市福祉団体等連絡協議会の後藤です。
奈良部さんも手をつなぐ育成会の方に入会していただいています。重度の会員さんの悩みの相談の支援サービスとかは私も分からないことが多いので、そういったところは障害福祉課とか地域支援室の方で相談をして繋がっていけるといいと思いました。
児童発達支援センターがせっかくできるので、今までは福祉支援センターで未就学児の相談を受けていたと思うのですが、これからは就学後の相談の方も増えると思います。お子さんは一日の大半を学校で過ごしているので、学校で先生に相談しても解決しなかったような問題の相談も児童発達支援センターの方に来るのではないかなと思うのですが、その際にどんな対応をしてもらえるのかということを心配しています。学校のことは市役所の特別支援教育推進室に行ってくださいというような対応をされると、そこで心が折れてしまうお父さんやお母さんがいるかもしれないので、学校での話は障害福祉課や児童発達支援センターではないけども、特別支援教育推進室や特別支援学校の方に繋いでいただけるようなシステムを作っていただくと、児童発達支援センターとして頼りがいがあるなという認識になるのではないかなと思っています。
子供のころから相談支援員がつくのが 100%になると思いますが、相談支援員が変わったときや、本人が子供から大人になったときに、親が一から説明しなくても、専門知識のある相談支援同士で引き継いでくれるシステムを作っていただけるといいと思います。
以上です。

〇座長
ありがとうございます。非常に重要な提言だと思いますので、事務局の方でも今の御発言の内容を踏まえて、今計画や今後の計画策定に向けて生かしていただければと思います。
それでは、第２期つくば市障害者プランについて先程事務局から説明いただきましたが、概要版や分かりやすい版も含めて、御確認事項や御質問、御意見などあればいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
後藤委員お願いします。

〇後藤委員
つくば市手をつなぐ育成会の後藤です。
児童発達支援センターの「こども発達支援センターはるいろ」について、御説明をお願いしたいのですが。

〇座長

事務局から詳しく説明お願いします。

〇事務局
文面にある「こども発達支援センターはるいろ」という名称は今現在開催されている議会に提出しておりまして、議会終了後、この名称になるかが決定となります。「はるいろ」に関しては、令和９年の４月に春日一丁目に、今ある春日庁舎を改修して整備しているところです。整備に関しては特に遅れはなく順調に進んでいる状態です。中身に関しては、児童発達支援センターのあり方検討会でも提言がなされていて、それに沿った事業の計画をしている状況です。
どの程度詳細にお伝えするのがよろしいでしょうか。

〇後藤委員
「こども発達支援センターはるいろ」というのは、つくば市児童発達支援センターの全部の業務を指すのですか、それとも児童発達支援センターの中に「はるいろ」という事業があるのでしょうか。また、どういった業務に携わるのか、今回初めて聞いたので、御説明いただきたいです。

〇事務局
では、もう少し詳しくお話しさせていただきます。
「こども発達支援センターはるいろ」というのは、どれか１つの事業を指すものではなく、今後児童発達支援センターで色々な事業を行っていくことになりますが、それらを総称する施設の名称として「こども発達支援センターはるいろ」を議会に提出している状況になります。
やっていく事業に関しては大きく４つに分かれています。
１つ目として、相談支援事業をやっていきます。先程、学生の相談も受けてもらえるのかという御質問もありましたが、児童発達支援センターが 18 歳未満までのあらゆる相談を受けていく窓口になりますので、学校だからどこへ回す、のようなことはないようにしたいと思っています。発達に関すること、医療的ケアのことなどあらゆることに関しての相談を受けていく予定で準備をしております。相談支援事業所が今は障害者地域支援室にありますが、そちらも児童発達支援センターの必須事業になっておりますので、「こども発達支援センターはるいろ」に移動する予定です。
2 つ目として、児童発達支援もメインの事業としてやっていく予定です。その中の１つとして、今３か所に分かれている福祉支援センターで未就学児に対する児童発達支援を行っておりますが、それらのセンターを統合するという形で「はるいろ」でやっていくことになります。それが法令に定められているサービス受給者証をお持ちの方が使う児童発達支援事業になりますが、まだ受給者証を持っていない子供の「何か支援がいるのかな？」という段階での早期支援から対応できるような早期支援クラスや、保育所等に通っているが保護者や先生たちにも困り感があるような児童・保護者へ指導をしていくような地域移行支援クラスも、児童発達支援事業の一環として行っていく予定です。

３つ目には、連携事業というものを計画しています。巡回相談に関しては、今こども未来課で行っている巡回相談を児童発達支援センターに移行する予定です。加えて、民間の幼稚園も行けるように準備しているところです。また、巡回相談とは別に、連携事業という形で、支援に苦慮している学校や市内の事業所に対しての連携事業を行っていく予定になっています。
４つ目は家族支援事業ですが、家族支援事業の必須事業として、家族会の立ち上げを予定しています。また、保護者の支援や保護者間のピアサポート、保護者間の繋がりの形成を事業として準備している状況です。
以上です。

〇後藤委員
ありがとうございました。

〇座長
ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。確認しておきたいことや御意見、御質問などありますか。
細島委員、おねがいします。

〇細島委員
細島です。
計画案の 89 ページの施設入所者の地域移行について聞きたいのですが、
前計画の実績で地域移行した方が５人、入所者減少数が０人になっていますが、これは、施設から地域に出た人が５人で、施設に入った人が０人という見方で合っていますか。新規入所者の数などが書いていないので、出た人が５人だけで新たに入った人がいないとか、いっぱいいるとか、その点を教えてもらえたらと思います。

〇座長
ありがとうございます。
事務局いかがでしょうか。

〇事務局
地域に移行した数が５人というのは、これは間違いなく施設に入所していた方が施設から出た数になるのですが、ここに、病気等で入院した方や介護施設入所により施設を退所した方は含まれていません。
令和７年度時点で 144 人の入所者数があり、一定数施設を出た方はいるのですが、入れ替わりで新しい人が入居したため、結果的には 144 という数字からは減っていないということになります。確かに、新しい人が何人入ったかはこの表では読み取れないので分かりにくかったかと思います。

○細島委員
ありがとうございます。
では、単純に地域に出た人だけで、入院や介護施設に入った数ではないということですね。

○事務局
御指摘の通りです。

○細島委員
ありがとうございます。

○座長
ありがとうございます。
私から加えて御質問なのですが、計画には入所者数の減少、とありますが、施設入所者定員の削減数は盛り込まないのですか？
待機の方がいて、５人出られて５人そのまま入ると、結局入所者数は減らないことになります。根本的にそこを変えるとすると、施設入所定員を減らさないとならない。例えば、50 人のところを 45 人に減らすとか、そういった数値目標を国の方では挙げていたような気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局
市が進めていくものではないということでこちらの計画に載せていないというのが一つあります。
また、現実として、施設入所の待機者数が今 50 人ほどいます。その解決が見込めない以上、定員から減らしていくというのは難しいのではないかと考えています。
計画には盛り込めないところになっています。

○座長
わかりました。
一方で待機の 50 人の方というのは住居の確保の必要性があるということだと思います。例えばそこをグループホームで引き受けるとか、重度の方向けのグループホームの整備の計画とか、その点はどうなのでしょうか。

○事務局
御指摘の通り、施設入所を希望する方というのはそういった支援が必要な方であって、実際にはグループホームで対応したり重度訪問介護を利用してヘルパーに来てもらっていたりするケースがあります。待機が 50 人いるから施設入所者数を減らせないということに留めず、待機の 50 人を必要な支援に繋げていくという考え方は非常に重要だと認識しておりまして、相談支援員や福祉サービスの事業所と連携し、ケースごとではあるのですが、必要な支援に繋がるように努めているところです。

○座長
わかりました、ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
細田委員、お願いします。

○細田委員
細田です。
新規事業の、強度行動障害のある方への支援体制の整備についてです。
私自身は事業所で作業療法士という職種で働いておりまして、強度行動障害の方複数名対応しているのですけれども、新規事業の中で、関係機関と連携して強度行動障害のある方のニーズや支援状況の把握に努めるとありますが、やはり、強度行動障害の方をどのように評価するか、強度行動障害に関する点数が一応つけられていますが、それをどのように誰がつけるのかといったことも状況把握していく上で必要になってくると思います。事業所でやっているところもあれば、市で見ているケースもあるかと思います。それから、その評価をどの時期から把握していくか、要はあまり早い時期から把握しても、その先変わっていく可能性もあるので、少なくとも児童から大人になるタイミングで把握できると、卒業後、次の事業所にスムーズに移行していける可能性があると思います。
また、強度行動障害の点数が高かった時点から、支援の形が見つかって点数が低くなっていくということももちろんあって、うちの事業所に通っている方もほとんど今は支援の形が決まって、落ち着いている方は非常に多いです。なので事業所に確認していくときにも、実際今は落ち着いて強度行動障害の点数には引っかかってこない方も多分いらっしゃる現状があるのかなとは思います。そのあたり、ニーズ調査や支援の状況を把握していくときには考慮していただけると、より具体的な精度の高いニーズが拾えるかなと思います。
あと、家族としては、手立てが無くなってくるのが非常につらい、要は孤立感をすごく感じ始めてくると思います。そうなったときに、ネットワークがあると、ひとつひとつ次の手があるよねと、家族と一緒に伴走していくことが相談員の方もできるのかなと思いますので、まさにここに書かれていることが実現していくことでネットワークの幅が広がっていくのではないかなと思いました。
以上です。

○座長
ありがとうございます。貴重な御意見だったと思いますが、今のは御意見ということでよろしいですか。

○細田委員
はい。

○座長

ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
後藤委員、お願いします。

○後藤委員
案の 14 ページです。５の障害支援区分認定者の状況の、非該当がずっと０ですが、これは表に入れないといけないものでしょうか。非該当とはどういうことですか。
それから、15 ページ、特別支援学校が「居住地域により、進学先が主につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校」とあるのですが、これはちゃんと書いてもらった方が親切だと思います。どこの地区がつくばで、どこの地区が伊奈、というふうに、スペースあれば書いてもらった方がいいかなと思います。それから後半の「増加幅は緩やかになってきており、伊奈特別支援学校では、令和７年度から令和８年度にかけてはわずかに減少しています」と書いてありますが、たった３人なので言及するほどでないと思います。「減少している」という言葉を使うほどの減少幅ではないと思いました。
それから、23 ページです。基本理念が「障害の有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができる共生社会」ということですが、わかりやすい版には、計画の考え方のところに、「障害のある人もない人も、みんながいっしょに安心して自分らしく生活できる社会をめざす」と書いてあります。「自立した」を分かりやすく書くと「自分らしく」になるのは違うのではないかなと思いました。「自分らしく」という言葉はつくば市の色んな計画の考え方に載っていると思うので、「自立した自分らしい生活」と入れてしまうと少ししつこいのかなと思ったのですが、「自立した」と「自分らしく」はイコールではないんじゃないかなと思っています。
続いて、37 ページの「障害等のある子どもや発達に心配のある子どもの健やかな成長とその保護者・家庭を支援していきます」の一番下のアンケート調査の中に、「通うのに付き添いが必要」と「課題や授業についていけない」が 24.2％と書いてあるのですが、「送迎を頼める人がいない（サービスがない)」が 21.9％でこれも高いので、これも書いてほしいなと思いました。
続いて、39 ページの「65 ペアレントトレーニング・ペアレントメンター」ですが、概要の一番下が「ペアレントメンターの活動を支援します」と書いてあります。私もペアレントメンターなのですが、ペアレントメンターが独自で活動しているわけではなくお手伝いしている側なので、私たちペアレントメンターの活動を障害福祉課に支援してもらっているという感じではないので、この書き方はどうかなと思っています。
また、わかりやすい版の２ページの「自分で決めることや手続をすることがむずかしい」の「手続」は「手続き」と送り仮名を入れてもらった方がいいかなと思いました。また、３ページの一番下の「ひなんくんれん」は、ルビを振ってもらうので漢字でよいのではないかと思いました。
以上です。

○座長

はい、ありがとうございます。
今何点か御質問いただきましたけども、事務局の方ではいかがでしょうか。

〇事務局
御意見ありがとうございます。
まず案の 14 ページについてです。障害支援区分の非該当について、一応「非該当」というのは、区分の申請をして、調査をして審査会を行った上で非該当になったということですので、今後そういった方がいらっしゃった場合にはやはり数として把握しておくべきかなということで、今０ですけれども載せているというところです。
続きまして 15 ページの「わずかに減少しています」は、削除しようと思います。ありがとうございます。居住地域により学校が分かれていることについて、スペースとしては入れられないことはないかと思います。必要性は高いとお考えですか。

〇後藤委員
はい。

〇事務局
それであれば、これから検討させていただこうと思います。ありがとうございます。
次に 37 ページ「送迎を頼める人がいない」についても回答率が高いということで、スペースもあり、実際課題としてあるということなので、追記しようかと思います。
39 ページのペアレントメンターについても、文言をもう一度検討させていただきます。ありがとうございます。
それから、わかりやすい版についても「自立」イコール「自分らしく」ではないのではないかと御意見いただいておりますので、分かりやすい表現を検討しようと思います。２ページの「手続」に関しては、送り仮名を入れる形で訂正しようと思います。
３ページの「ひなんくんれん」は漢字にしてルビを振ろうと思います。ありがとうございます。

〇座長
ありがとうございます。
他に御意見御質問いかがでしょうか。
事務局どうぞ。

〇事務局
せっかくお集まりいただいているので、わかりやすい版の「自分らしく」の部分について委員の皆様から意見をいただけると非常に助かります。

〇座長
わかりやすい版の「自分らしく」というところに関してということですけども、いかがでし

ょうか。何か御意見いただければと思います。

〇事務局
基本理念をそもそも「自立して」ではなく「自分らしく」に変えることなども含めて御意見いただければと思います。

〇座長
はい。
計画素案の文言を変えることも含めて、ということですが、いかがでしょうか。
浅井委員、お願いします。

〇浅井委員
「自分らしく」というのを「自分で選んだ」とか「自分で決定した」とかそういった言葉に置き換えてはいかがでしょうか。

〇座長
いま浅井委員から意見いただいましたがいかがでしょうか。
細島委員、お願いします。

〇細島委員
計画の方の「自立した」という文言を変える方がいいかなと思います。
「必要なサポートを受けながら、自分らしく生活する」というのがいいかと思います。

〇座長
はい、ありがとうございます。
委員の方からいただいた意見を踏まえて、素案の「自立した」という文言は修正していただいて、それをわかりやすい版に反映していただくということを事務局で検討していただくということでよろしいでしょうか。

〇事務局
ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

〇座長
ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
はい、根本委員お願いします。

〇根本委員
市民委員の根本です。よろしくお願いします。

施策の変更点の３ページ、29 について、変更後の記載内容が「医療的ケアが必要な方の把握に努め、災害時に備えるため作成したガイドブック等の周知に努めます」と記載がありますが、「医療的ケアが必要な方の把握」という内容が、とても膨大な表現になっていると思います。実際どのように医療的ケアが必要な方の把握に努めるのかなと思いまして、質問いたします。

〇座長
事務局いかがでしょうか。

〇事務局
ありがとうございます。
医療的ケアが必要な方の把握というのは大切な事業だと思っております。コロナのときから把握を始めていたところですが、障害者手帳の情報から、等級や人工呼吸器の使用について情報の拾い出しを行っています。また、病院から退院するときに、退院のカンファレンスに出たり、在宅の調整に行く中で把握できるようになっています。また、引っ越し等で窓口に来てもらうことで転居してきた方について把握できることもあります。それから、保育所や幼稚園に入る際、子供の状況を保護者が話してくれた時に医療的ケアの窓口に案内されるようになっていて、そこから把握できることもあります。数年前には特別支援学校と災害に関する打ち合わせをしていて、その時医療的ケアが必要なお子さんの状況を市役所に提示してよいか同意をとってもらい、そこからさらに把握できたケースもあります。また、今福祉政策課で災害時に避難の支援が必要な人に関する避難行動要支援者名簿を作っておりますが、その中で医療的ケアが必要な方や電源が必要な機材を使用している方については別途書類を同封していて、そこから新たに把握することもあります。以上のように、色々な方法で把握に努めているという状況です。

〇根本委員
はい、大変努力されて色々なパターンから情報を集めながら、医療的ケアが必要な方の把握に努めていることが理解できました。ありがとうございます。

〇座長
ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。
磯田委員、お願いします。

〇磯田委員
磯田です。
今の、医療的ケアが必要な人への災害対応の支援の所管はこども発達支援センターになっていると思いますが、成人の方で医療的ケアが必要な方の災害対応もこども発達支援センターで対応されるという理解でよろしいですか。

○事務局
現在は障害福祉課で年齢問わずすべて把握に努めている状況です。令和９年度からについては、非常に繊細な問題ですので、現在も検討中というところです。少なくとも 18 歳まではすべて相談はこども発達支援センターはるいろで応じていく予定になっています。

○座長
よろしいでしょうか。

○磯田委員
はい。

○座長
他にいかがでしょうか。
よろしいですか。
その他特になければ、議事進行を終了させていただきます。

○事務局
森地座長、ありがとうございました。
本日委員の皆様からいただいた意見をもとに内容を修正し、12 月にパブリックコメントを実施する予定です。内容の修正については、座長と相談して進めたいと考えておりますが、座長一任でよろしいでしょうか。

○委員一同
（頷く）

○事務局
次回の懇談会はパブリックコメントの実施結果について、１月下旬～２月上旬頃の開催を予定しております。日程が決まり次第、委員の皆様に御連絡いたします。
お車でお越しの方につきましては、お手持ちの駐車券の無料化処理を行いますので、御退室いただく前に、事務局へお声掛けください。
それでは、以上をもちまして、「令和８年度第２回つくば市障害者計画策定懇談会」を閉会いたします。
本日は、ありがとうございました。